

くろまぐろ小型魚の配分変更について

1 概要

今年2月に入り、定置網でまとまった小型魚の漁獲が続いており、2/11の漁獲をもって定置網漁業への配分に対する消化率が7割、2/14には8割を上回り、近日中に配分の全量消化が見込まれるため、このままでは採捕を停止しなければならない状況である（別紙参照）。

一方で、ひきなわは主漁期を終えているが、現在の消化率は36%に留まり、約3トン程度配分を残している。

また、水産庁から県庁水産課を経由して、京都府から山口県にかけての日本海沿岸域で、最近小型魚(10kg程度)の来遊、定置網への入網が確認されているとの情報があり、今後も本県の定置網に小型魚がまとまって入網する可能性がある。

これらの状況を勘案し、ひきなわでの消化が見込めない配分量を定置網へ移行することで、定置網によるやむを得ない採捕に対処し、本県の配分量を最大限に活用することを図る。

【参考】2/16時点での漁獲量と消化率

(単位：トン)

	配分	実績(2/16現在)	消化率
ひきなわ	5.0	1.8	36%
定置	1.0	0.8	80%

2 配分変更案

(単位：トン)

	現状	変更案
ひきなわ	5.0	2.5 (-2.5)
定置	1.0	3.5 (+2.5)

3 今後の手続き

但馬海区委員会(※)への諮問

水産庁への計画変更承認申請(担当者へは事前協議済み)

県計画の策定、公表(公報臨時号へ掲載)

※ 当該変更は、県計画の日本海への配分内における「採捕の方法」間の配分量の変更であるため、瀬戸内海海区委員会への諮問は不要。